習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第11回習志野市農業委員会総会は平成30年11月6日(火曜日)習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 13名出席 2名欠席 1名欠員 委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 植草 守2番 江口 明美3番 伊藤 和彦4番 飯生 良5番 塩田 俊一6番 渡邊 幸枝7番 三代川 和彦8番 織戸 淳也9番 葛城 芳一10番 三代川 彦博11番 田久保 征夫12番 村山 茂男13番 欠 員14番 中野 政博

会 長 廣瀬 博 会長職務代理者 飯生 正己

- 1. 議事録署名人 4番飯生良 5番塩田俊一
- 1. 議案審議結果

上程 3件 承認 3件 不承認 0件 審議未了 0件

- 1. 閉会時間 午前 11時20分
- 1. 付議案件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号-1 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第5号(案)ついて

議案第2号-2 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第5号(案)ついて

議案第3号-1 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第6号(案)ついて

議案第3号-2 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第6号(案)ついて

1. 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、 平成30年 第11回習志野市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、3番 伊藤 和彦委員より、事前に欠席の申し出を受けております。また、6番 渡邊 幸枝委員より、急遽欠席報告をうけましたので、2名の欠席と1名の欠員により、16名中13名の出席であります。よって、習志野市 農業委員会総会 会議規則 第9条の規定により、本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市 農業委員会総会 会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。

4番 飯生 良 委員 5番 塩田 俊一 委員の両名を 指名いたしますので、宜しくお願いいたします。

本日の議案の上程件数は3件、報告案件が2件でございますが、追加で2件の報告事項を追加し4件の報告事項といたします。 内容については、転用に伴う完了報告が2件ありまして、昨日、 現地確認を致しましたので、その報告を兼ねて行いたいと思います。

それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり農地法施行規則第57号の2の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成30年11月6日提出

- 1 申請地の所在、面積
 - 習志野市●● ●丁目●●●番● 280㎡
- 2 権利の内容 転用を伴う所有権移転
- 3 転用計画 専用住宅 1 棟
- 4 申請者所在、氏名

譲受人 市川市●● ●番●号(●●●●● ●●号)

譲渡人 習志野市●● ●丁目●番 ●●号

議長

次に現地調査報告を4番、飯生 良委員よりお願いします。

飯生良委員

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」について、現地調査報告をします。

調査は、平成30年10月31日に、農業委員14名と事務局3名、申請者側の 池田測量の●●さんの計17名で行ないました。

申請地は、案内図にありますとおり、京成実籾駅の南側約600メートルに 位置し、県道長沼・船橋線から京成踏切に沿うように、左に入った公園に隣接 した農地です。

申請内容は、1棟の専用住宅を建設するものです。

申請理由につきましては、譲渡人の ●●●氏 は、高齢かつ農業 経験がないことから、売却の意思を持っていて、既に隣接地も売却しています。 譲受人においては、駅から近く利便性がよいこと、小さい子供を遊ばせるには、 公園に隣接していること などの理由で、この地を選んだと聞いています。

周辺は住宅地で農地が無いため、被害防除の必要はありません。

以上で、議案第1号の調査報告とさせていただきます。

皆様で宜しくご審議のほどお願いします

議長

飯生 良委員、現地調査報告有難うございました。 地元農業委員という事で職務代理、何かございますか。

職務代理

特にありません。

議長

只今、飯生良委員より現地調査報告が有りました。 今の報告を踏まえて事務局より詳細な説明を求めます。

事務局長

議案第1号の内容等の説明を行います。

農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり農地法施行規則 第57条の2の規定による許可申請の提出があったので県への送付につい て審議を求める。

農業委員会受付日 平成30年10月25日(木)

農業委員会総会提出日 平成30年11月6日(火)

申請目的 転用を伴う所有権移転

申請者の住所、氏名

譲受人 ●●市●● ●番●号(●●●●● ●●号)

●● ●● ●●歳 公務員

譲渡人 習志野市●● ●丁目●番●●号

●● ●● ●●歳 無職

許可を受けようとする土地

習志野市●● ●丁目●●番● 登記地目 田で現況につきましては、 雑種地で有ります。 地積 280㎡ 立地基準は第2種農地と判断いたしました。

転用計画は専用住宅を予定しています。

他法令関係につきましては、都市計画法第32条の公有財産管理者の同意書 の添付があります。

また、残土条例については該当しません。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財照会済みのため、協議不要とあります。 他の法令については、該当いたしません。

申請理由につきましては、譲受人は現在賃貸住宅に居住しており、今年子供が生まれ今後、家族が増えることを前提に今の住居ではスペースが手狭の為、建設地を探していた。申請地は京成実籾駅より近く、京葉道路や学校、病院も徒歩圏内にあり利便性も良く、隣接地が公園であり緑が豊かで静かな環境であるなど好適地であることから選定した。また、譲渡人においては、高齢で農業とは関係ない職業に従事していたことから農地以外の活用意向を持っていた。

立地基準を第2種農地として判断した理由については、京成実籾駅から 600メートルに位置し接道には、上下水道が埋設されています。

隣接する道路には、幅員4メートル確保し通り抜けはできません。

また、申請地を中心に半径500メートルの円を描き農地と宅地の割合を算出すると、宅地が約93パーセントとなることなどから第2種農地と判断したものです。

譲渡人の●●氏につきましては、先程の現地調査報告にもありました様に この申請地周辺を所有しておりました。

他に高齢であること、農業とはまったく関係のない職業で農業経験がなく後継者もいない事から農地以外の土地活用の意向があり今回の土地を手放すに至ったと聞いています。

また、申請地につきましては、長年耕作は行われておらず葛が茂っておりま した。

今回の申請地には、10月31日に行った現地調査を実施しました際に、本年5月の総会案件であった隣地の●●邸の審議の際に問題となりました、雨水の件については道路設備の復旧を折半する旨の協定書の締結が行われましたので、道路協定に関する協定書を皆様のお手元に配布してございます。今回は、この協定書に照らし合わせますと協定道路部分が図面に記載されていません。現地調査の際にも協定書の図面とは異なるように見えております。

これから業者を呼びまして説明がありますが、ご質問等がございましたらどのような些細なことでも質問を投げかけてください。

宜しくお願いします。

事務局、詳細な説明有難うございました。

申請者より、委任を受けている説明員の池田測量の●●氏が見えて

議長

いますので、事務局は●●氏を呼んでください。

●●氏が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

・・・・・・説明員入室・・・・・

休憩前に戻り、会議を継続いたします。

議案第1号の説明員がまだ到着してないようなので、議案第2号ないし議案第3号を先に進めます。

皆様、宜しいでしょうか。

各位委員

・・・・・各委員、異議なしの声・・・・・・

議長

有難うございます。

それでは先に、議案第2号について諮ります。 事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。

事務局

議案第2号の1

平成30年度習志野市農用地利用集積計画第5号(案)について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長 より農用地利用集積計画第5号(案)の提出があったので意見を求める。 平成30年11月6日提出

1. 申請地の所在、面積

習志野市●● ●丁目●●●●番● 1,755㎡

2. 権利の内容

使用貸借権設定(3年間)

3. 申請者住所、氏名

譲受人: 習志野市●● ●丁目●番●●号 ●●

譲渡人: 習志野市●● ●丁目●番●号 ●●

続きまして、総会資料の18頁をお開き下さい。

議案第2号の2

平成30年度習志野市農用地利用集積計画第5号(案)について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長 より農用地利用集積計画第5号(案)の提出があったので意見を求める。 平成30年11月6日提出

1. 申請地の所在、面積

習志野市●● ●丁目●●●●番● 561㎡

2. 権利の内容

使用貸借権設定(3年間)

3. 申請者住所、氏名

譲受人 : 習志野市●● ●丁目●番●●号 ●● ●●

譲渡人 : 東京都杉並区●●●● ●丁目●番●号

•••••••

•• ••

恐れ入りますが、15頁をご覧ください。

農用地利用集積計画第5号(案)について、申請者は2人で譲受人は、

●●●●さんで●●歳、認定農業者で●●●●●でもあります。

譲渡人が●●●●さん●●歳、職業は農業です。

貸付期間は、平成30年11月26日から2021年11月25日までの 3年間に設定されていますが、以前より使用貸借で貸し付けており今回は期 間満了に伴う継続申請となります。

利用集積は、認定農業者が農地を借りる際に利用計画を提出することで、個別に農地法第3条等の複雑な契約等を交わさずに3年毎に利用計画を提出していただきます。議案第2号の1と2は、継続をするために再度利用計画を出すもので、皆様方がご承知のとおり譲受人の●●●●さんは、熱心に耕作をしている方と聞いております。

こちらにつきましては先日、会長と申請地の地元委員である●●委員・●● 委員の立合いのもと事務局と現地を確認してきました。

皆様のお手元に、その時の写真を回覧しておりますとおり事務局の判断は、 まったく問題ないと判断いたしました。この契約内容は、使用貸借権設定で 期間は3年でございます。

また、譲渡人の●●●●さんについては、所有面積が4,932㎡所有していますが既に貸付ている農地面積が3,096㎡であり、今回貸し付けを行う農地面積1,755㎡を引きますと実経営面積は81㎡となっています。

譲受人の●●●●さんの世帯の耕作状況ですが、家族3人でそれぞれ記載の とおりであります。

この利用集積は、個人と個人が結ぶもので世帯の耕作状況はあくまでも参考 の資料としてご覧ください。

世帯の農機具等の保有状況についても記載のとおり、数多く保有しています。

続きまして、19頁をご覧ください。

申請者の譲受人は、先程同様に●●●●さんになります。

譲渡人の●●●●さん、年齢が●●歳、会社員でお住まいが東京都杉並区で ございまして、こちらの農地につきましても以前から利用集積で貸しており 期間満了に伴う継続申請となります。

権利の内容は、使用貸借権設定で期間につきましても先程同様に3年間で 設定日につきましても同様になっており、譲渡人は農地の全てを利用集積に より貸し出しを行うもので貸し出した後は、他に所有地はありません。 現在の利用状況については、写真を回覧で廻しておりますのでご確認ください。

事務局としては問題なく耕作していると判断しており、これから人参作付け を行うものと推測されます。

議長

先日、現地確認の報告を●●委員・●●委員有難うございました。 私が少々気になったのは、●●●●さんの●● ●ー●●●●ー● は隣の畑との境の草が伸びていて気になったのですが、その辺は ●●さん・●●さんどう思いますか。

●●委員

かなり草の丈が伸びており、周りは刈ってありますが草が伸びすぎてほっといてあるのか分かりませんが、あの場所はマルチが何本か敷いてあったので、まだマルチの片付けが終わって無いのか確認は取れていません。

議長

事務局は確認取れていますか。

事務局

●●●●さんのことですので、●●委員が言われたように次の作業に入る前には綺麗にすると思います。

草が伸びている個所も境界側のほんの一部ですので、その部分については処理していただけると思っています。

議長

●●委員、何かありますか。

●●委員

手が行き届かない箇所も多少見受けられますけれども、定期的にトラクター を入れ耕耘はしておりますので問題ないと思いますし、被害等ないと思いま す。

議長

今後も様子を見て、気になるようであれば事務局に報告して下さい。指導等も必要であれば行わなければならない場合もあります。面積も17,570㎡と本人も非常に頑張ってはいますが、私としてはやり過ぎかなと思うところもあり手が廻らないのではと感じるところも有るのですが、農業委員の皆様と注意しながら見守ってまいりましょう。

他に関連して何か質問等が有れば、お願いします。

なければ採決に入ります。

議案第2号の1及び2の平成30年度

習志野市農用地利用集積計画第5号(案)について、同意することに に 情成の方の 挙手を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

全員の賛成を持ちまして、議案第2号の1及び2の平成30年度 習志野市農用地利用集積計画第5号(案)について、承認すること に決しました。

事務局は総会終了後、市長に対し承認の手続きを行ってください。

続きまして、議案第3号 平成30年度習志野市農用地利用集積計 画第6号(案)について議題といたします。

事務局は、議案の説明をお願いします。

こちらの案件も、貸主が2名で借主が1名となっていますので、 議案第3号の1と2になっています。

事務局は、2件同時に議案説明をお願いします。

事務局長

議長の指示に従いまして、議案第3号の1と2を同時に説明いたします。 議案第3号の1 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第6号(案)について、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第6号(案)の提出があったので意見を求める。

平成30年11月6日提出

- 1 申請地の所在、面積
 - 習志野市●● ●丁目●●●●番● 991㎡
- 2 権利の内容 使用貸借権設定 期間3年間
- 3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●● ●丁目●●番●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●● ●丁目●●番●号 ●●

続きまして、26頁をお開き下さい。

議案第3号の2 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第6号(案)について、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第6号(案)の提出があったので意見を求める。

平成30年11月6日提出

- 1 申請地の所在、面積
 - 習志野市●● ●丁目●●●●番 2,363㎡ 習志野市●● ●丁目●●●●番 1,404㎡

習志野市●● ●丁目●●●●番 1,560㎡

- 2 権利の内容 使用貸借権設定 期間3年間
- 3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●● ●丁目●●番●号 ●●

譲渡人 習志野市●● ●丁目●●番●●号 ●● ●●

23頁をお開き下さい。議案第3号の1の参考資料です。

譲受人は●●●●さん、●●歳、職業農業、認定農業者でございます 譲渡人は、●●●●さん●●歳、職業農業でございます。

譲受人の●●さんにつきましては、平成30年9月13日に認定農業者に認定されており、今回、初めて農地の利用集積を行ったもので、平成30年11月13日から2021年11月12日まで、期間3年間を使用貸借するものです。

●●さんが所有している農地でございますが、5,132㎡所有していまして、議案第3号の1でお借りする農地が991㎡で、議案第3号の2でお借りする農地が3筆合計5,327㎡となります。

議案第3号の1と2の合計が4筆合計で6,318㎡を利用集積し所有地と 合わせ実経営面積は11,450㎡となります。

議案第3号の1でお貸しする、●●●●さんは、先程の議案第2号の1で

●●●●さんに 1, 7 5 5 ㎡を貸しています。他の方にも既に貸している農地が 3, 8 6 0 ㎡と今回お貸しする農地を合わせますと 4, 8 5 1 ㎡で所有面積から貸し出し面積を引きますと、8 1 ㎡実経営面積となります。

耕作される●●●●さんのご家族の耕作状況は、申請者の●●●●さんが 耕作日数180日、経営主であり妻の●●●さんが100日となっていま す。

世帯の農機具の保有状況は23頁の7の記載のとおりでございます。

続きまして、27頁をお開き下さい。

議案第3号-2となります。

農地の借受人は先程同様に●●●●さんであり、貸出人が●●●●さん48 歳、主婦でございます。

お住まいは、●● ●丁目●●-●●でございます。

議案第3号-1と借受人が同じことから、議案第3号-2として上程したものでございます。

対象となる土地につきましては、3筆ございます。

習志野市●● ●丁目●●●● 2,363㎡

同所●●●● 1,404㎡と同所●●●● 1,560㎡で3筆合計 面積は5,327㎡となり所有農地の全てをお貸ししますので、ご自身で耕 作を行う農地はございません。現況地目及び登記地目は畑であり、貸出す●

●さんの所有面積 5,3 2 7 ㎡全てを●●●●さんに貸出するもので、

3年間の使用貸借権設定を行うものです。期間につきましては、2018年 11月13日から2021年11月12日までとなっています。

議案第3号1及び2の借受人は●●地区の方で、大変綺麗に耕作されており 将来の担い手として地域から有望視されている方だと聞いております。

先日現地調査時に廣瀨会長・●●委員・●●委員と事務局で行った際にも農

作業を行っておりました。

議案第3号-1については、資料の24頁をお開き下さい。

今回の申請地の両隣が申請者の●●さんが所有しており、申請地を借りることにより5,175㎡の農地の一体活用が図れ、作業効率の面からも好ましいものと思っています。

議長

事務局、現地調査報告と詳細な説明有難うございました。

●●委員、何かありませんか。

●●委員

特に質問等は有りません。

地元でも若い農業者で、とても綺麗で丁寧に耕作される方なので問題ございません。

議長

先輩農家として、面倒見てあげてください。

先程事務局より、9月に新規認定農業者になったと説明が有りましたが、認定農業者になるためには、従事時間や収入目標など最低 下限値みたいなものが有ったら教えてください。

事務局

認定農業者の適格者になるためには、目標数値は掲げていますが下限値ということでは有りません。

・・・・・習志野市の農業経営の強化の促進に関する基本的な構想を平成26年に見直しあり、その概要と説明を行う。・・・・・・

例:年間目標労働時間1,800時間~2,000時間

年間目標農業所得 500万円

などを踏まえ利用集積による認定農業者等の説明を行う・・・・・・

議長

只今の事務局の説明等を踏まえ、何か質問等がある方はお願いしま す。

質問等が無ければ採決に入ります。

議案第3号1及び2の平成30年度

習志野市農用地利用集積計画第6号(案)について同意することに 賛成の方は、挙手願います。

全員の賛成を持ちまして、議案第3号-1及び2は同意することに 決しました。

事務局は総会終了後、市長に対し承認の意見書を提出して下さい。

続きまして、議案第1号の説明の業者が来ていないため、議案第2号・議案第3号を先に行いましたが、ここで議案第1号に戻ります。

議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について、議案説明と詳細説明は冒頭に行ないましたので、説明員が来ていれば説明から開始したいと思います。

事務局は、説明者を呼んでください。

説明者が入室する間、暫時休憩いたします。

・・・説明のための業者入室・・・・

休憩前に戻り、会議を続けます。

本日は、池田測量の●●氏が見えていますので、皆さんは質問をお願いします。

●●さんにおかれましては忙しい中、来ていただき感謝いたします。本会議の様子は、議事録作成の為の参考として録音させていただいています。尚、議事録完成後、録音は破棄しておりますので、ご了承ください。

先ず自己紹介からお願いいたします。

池田測量

時間に遅れてしまい申し訳ございません。

池田測量の●●と申します。宜しくお願いいたします。

今回、譲受人の●●さんと譲渡人の●●さんから、農地法第5条の転用許可申請の委任を受けました、池田測量の●●と申します。

議長

現地調査の際にも、委員の方々より様々な質問がありました。 それらを踏まえ今日に至っておりますし、同じ質問があると思いま すが宜しくお願いします。

本案件の土地や計画に至った説明をお願いします。

池田測量

申請人の●●さんは現在、賃貸住宅に住んでおられまして子供が生まれ、今後家族が増えることから現在の居住スペースでは狭く住宅を新築するための土地を探し、この地を選んだのが土地の選定理由であります。

木造2階建てを計画しております。

造成計画としては、道路と同じ高さに途中まで造成し、そこに住宅を建設し、 途中法面を設けて低くして庭にする計画です。

申請地の西側に一部擁壁を設けます。

そこは地盤改良して表層改良と言う方法で行い、地盤が弱いので土にセメントを混ぜかくはんして、擁壁設置に耐えられるか地盤改良検査を行ってから 擁壁設置工事を行います。

土地の選定理由では、公園に接していますので周辺に緑が沢山あり、駅に近く交通の利便性が有るなどの理由があります。

インフラについては、水道・ガスは前面道路に埋設されていまして雨水については一度貯留槽に溜めてから、ポンプアップしてからU字溝に流します。 下水については下水管が整備されていないので浄化槽で対応しU字溝に流します。

大まかに説明するとこの様な計画となります。

議長 有難うございました。

私の方から、協定道路の説明と雨水についてポンプアップして流す との説明でしたが、この様な事例は他にありますか。

雨水をわざわざ地盤の低い方に貯留槽を設けそこに流してからポンプアップは無駄なように思うし、今後のメンテナンスにも費用が掛かると思いますが。

池田測量 | 他市では、行ったことはあります。

やむを得ない状況であればこの方法行います。隣に柵渠が有るので、そちら に流すことも検討したのですが民地を経由して流すことは開発行為の中で 認められないとのことで、ポンプアップの手法を取っています。

議 長 最初に私の方から質問致しましたが、皆様で質問等のある方は挙手 願います。

1番 植草委員どうぞ。

議 長 図面化されて、その件を委員さんが質問しているもので、何故、当 初から図面に乗せて無いのかという事です。

池田測量 協定書を結ぶのが所有権移転の後になりますので、まだ所有権移転が出来ませんので、許可書の受理後に結ぶ予定です。

協定道路、図面で言うと187-3の境界部分に重量ブロックと擁壁を設ける様になっているので、そこは問題ないと思うのですが187-2が協定道路25.5㎡あります。その土地の境についての施行は、どうなりますか。ブロックか何かで対応するのか説明して下さい。

池田測量 ブロックは使用しません。

植草委員

植草委員

ブロックは使わないということですが、どのような方法で行いますか。 擁壁もしないということですか。

12

擁壁も行いません。

境は設けません。

植草委員

結局、協定書の内容からすると187-2については、道路としてしか使用できない内容になっています。この土地の開発者の●●さんの敷地内で庭部分と協定道路の境に何も設けないのですか。

そのスペースの利用方法、何に使うつもりなの。

池田測量

隣接の人が、車を転回する為のスペースで、後は庭にして使用します。

植草委員

境は付けないで、そのままにする。

我々として心配しているのは、協定道路とあるのに●●さんの駐車場として 将来使うのではないのかと我々は心配している、キチンとした計画で対応し て貰わないと、後から駐車場として使用されても困るので心配しています。 開発が終わった後、何でも自由に出来ると判断されても我々は困る。

職務代理

187-2の面積は25.5 m ですが、これはあくまでも道路としてしか使用できないもので、ここを庭として使うことは出来ない。

やはり庭と道路の境はブロック等で区別すべき事で、庭では無いです。

道路以外には使用できないと協定書にも謳っていますよ。

庭として使用できないでしょ。

道路としての共用しか出来ないのであれば、道路と自分の敷地の境界は区別 すべきであると思います。

この協定書の中で協定道路部分はコンクリート舗装だったはずで、今コンク リートなってないし。

池田測量

コンクリートは全ての工事が終わった時点で行う予定でいます。

職務代理

最後に工事を行うにせよ、187-2の一部25.5㎡の協定道路としてこの中に入る訳で、庭ではないのでハッキリ宅地と協定道路の境を定める気持ちは、池田測量側では考えないということですね。

池田測量

境界を定めるとかの考えは無いです。

議長

池田測量さんに聞くけど、境や境界を定めないことに拘る理由が特別に何かあるのか。

これだけ委員が境等を定めないのかと言っているにもかかわらず頑なに拒んでいるので疑問に思うのですが。

特にそのような理由は有りません。

植草委員

特に拘る理由がないのであれば、ブロックなどで境を明示すれば良いのでは それが常識と思うのですが。

誰が考えても同じと思うし、将来の事を考えれば当然と思うし、後々何でも 出来ると思っているのではないかと、貴方の事を少々信頼できないかなと思 っている。

道路であるなら別に問題なくブロックなど設置すれば良いのではないか。

池田測量

道路としての境のところですか。

植草委員

そうです。そんなの常識ではないですか。

何も、どうのこうの言っているのではなく、常識でしょうと言っているだけです。あまりこれ以上言ってもお互いに気分悪いので、検討して下さいと言っておきます。

池田測量

その件については相談します。

議長

他に質問等ありませんか。

質疑なので、納得がいかなければ何度でも質問して下さい。 事務局何かありますか。

事務局

池田測量さんに確認しますが、今まで委員さんが言っていた事について協定 書の条文を確認しながら答えていますか。

前文に「各所有者は前条項を守り提供土地を道路以外には利用しないことを確約します。」と謳ってあります。その後に協定書の第1条、第2条についての事を言っているので、第1条では「下記所在の土地を通行用道路として共同で利用し、道路以外使用は禁止する事とする。」そして、第2条では

「将来的に道路以外の用途には一切変更又は廃止することは出来ない。所有権を主張し、臨時の駐車場・駐輪場・花壇置き場等・道路以外に利用できない」だからこそ、●●さんの敷地内の協定道路部分と庭として使用する敷地の区別が必要と委員の方々は言っているのであって、●●さんの説明では、庭として使用するような説明に聞こえたもので、終わったら何でも出来る様に感じてしまう。

その辺も含め、問題視しています。

池田測量

庭として使うというのは、協定道路以外の部分の事で協定道路の使用について目的以外には使用しません。

事務局

先程から、委員方々の質問は協定道路の事を質問していたでしょ。 敷地内の庭の部分は図面でも解るし、そこは質問にしていません。 だからこそ、そこの処を明確に区分しないのが疑問だと言っているのです。

池田測量

一段低くなっているところで、協定道路以外の部分は庭として使いますと説明しました。

植草委員

協定道路以外の敷地の利用については、我々は何も言っていないし申請者の 都合で利用しやすい活用方法を考えれば良いので、そこには触れていませ ん。187-2-部25.5㎡の事を問題にしていた。

それをブロック等で区分しないのかと言っているので、当然のことだと思いますし、悪い事だとは思いません。それを、境に対しては後で相談しますとか、歯切れが悪いので信用性について疑問視するところです。

議長

●●さん、設計屋さんとしての説明で協定書が有るので、その内容 以外の使用はしないように指導しますとかの説明でもあれば納得 するし安心するけど、ちぐはぐな説明なもので判断に迷うし混乱を 招く事になっている。

池田測量

境の所に何か設けるとか、その話は現段階では出ていなかったもので、その 話はまだして無かったものです。

議長

最初から、まだその件については話し合っていないのであれば、その様に述べてください。その様なアドバイスが有るのなら検討するとか言っていれば違っていたでしょうが、当初は設けないと自身の口で言っていたものをここで、まだ話し合っていないとか言うから、なお混乱するので是非検討お願いします。

土地を取得した者同士で、その様な検討をする余地は有るでしょ、 設計屋さんとして逆にアドバイスしたら如何ですか。

池田測量

はい。

議長

他に質問等のある方はございませんか。 三代川彦博委員どうぞ。

三代川彦博 委員

昨今、いろんな災害とかがある中で、元々田圃で有ったと言うことなので軟弱地盤の場所だと思います。前の家の●●さんの敷地の低いところは鋼管杭を入れて対応したようですが、今回も建物部分の下には鋼管杭を入れる予定と聞きました。ボーリング調査を行った上での計画と思いますが、ボーリン

グ調査の結果はどの様な物だったのかということ、何メートル位の鋼管杭を入れるのか、建物は十分鋼管杭で持つと思いますが、庭となる部分は擁壁をせず表層改良と言う方法で対応するとの事でした。一部境界には擁壁を設ける計画になっていますが、擁壁の下には杭入れるか説明してください。

池田測量

表層改良で申請しましたが、都市計画課との協議で表層改良では弱いのでは ないかと検討いただいております。表層改良か中層改良のどちらかになる可 能性もあります。

三代川彦博 委員

ご承知の様に、震災の時も軟弱地盤地域では液状化等で壁や擁壁が倒れたり 崩れたりしましたが、その辺の検討は十分行われたと言うことで宜しいでしょうか。

議長

この場所の申請で気になっているのですが、他の委員もあの場所は 軟弱地盤地であるという中で、通常はかなり深く穴を掘りパイルを 入れると思いますが大丈夫か心配です。

道路側から駐車場や宅地部分に土を盛って、その先が急勾配で下がって庭になる予定だけど、問題無いのか心配です。

池田測量

擁壁の所は表層改良で強固にしますし、建物部分には杭を打つ予定です。

議長

建物の下部分には杭を打つとのことですが、何メートルのものを何本予定していますか。

池田測量

議長

そこまで詳細なものは把握していませんが、構造計算上で杭を打ちます。 杭を打つということを確認しました。

もう一点、宅地と庭の斜面地の対応は、芝生を張って対応するとの ことですが、昨今の豪雨が起こる中で、芝で雨水を対応できるのか、 芝生が流れたり、宅地部分の土砂が流れたりしないか心配ですが。

池田測量

大丈夫です。

議長

そんな良い芝が今は有るの。

設計屋さんが大丈夫というのであれば大丈夫なのかもしれないけれど、心配はかなり残る。

池田測量

通常、その様な形で他の所でも行っていますので、大丈夫です。

議長

その様な、事例が沢山あるので大丈夫ということですね。

法面についても急な法面でなく、緩やかな法面なので大丈夫です。

議長

他に何か質問等のある方は、お願いします。 村山委員どうぞ。

村山委員

協定書について、お聞きします。

第3条で、協定内容を変更する場合とありますが、変更される場合とはどのようなことが想定されますか。

池田測量

この中に書いてある以外の変更という事です。

村山委員

道路提供に関する協定ですよね。道路以外とはどのような事なのかと聞いているので、どのようなことが考えられるかと聞いています。

先程来の●●さんの説明では、何か含みを持たせているような説明に感じているもので。

議長

今、村山茂男委員より質問が有りましたが、たぶん敷地の延長、宅 地の一部としての利用のことかなと思うけど、そうでは無いの、そ れも含むの。

●●さんに言っておきます

協定書の文面については、もう一度精査して下さいと言っても、 既に協定書は結んでいることであるし、設計屋さんとして請け負っ ている事なので、よく頭に入れて臨むなどしてください。

今後も、お願いします。

三代川彦博委員どうぞ。

三代川彦博

申請地の南側の境界の図面を見て、隣は市の土地でしょうか。

委員

素人目で境界がかなり曲がりくねっていますが、市と協議してスッキリさせるとかの案は出なかったのか。

池田測量

境界の事ですか。境界は公図のとおりです。

三代川彦博 委員

ですから、市と協議して等価交換等を行って真直ぐな境界にするとか、スッキリした形での境界とする等の案は無かったのですか。

池田測量

境界について協議は無かったし、境界確定の作業は別の事業者ですので。

三代川彦博

委員

いろいろな問題を見ると開発行為の中で行わなかったのかとの思いも有るので、スッキリした形で境界を当初から定めておけばと思います。

それは多分複雑な形で申請者がという事だと思います。

議長

それは、三代川委員が言ったとおり、図面上で言うと公図のままだと言うけれど折角行うのであれば、ぐるりぐるりと曲がっているけど真直ぐにのばして、市と土地の取り替えを行えば直線になり擁壁等を造るのに図面だとギザギザに擁壁を造ることになるけど、その辺は設計屋さんとして部署は関係ないかも知れないけど、関係者には今後、アドバイスをした方がよいと思います。

他に質問等はありませんか。

事務局、どうぞ。

事務局

只今、各委員の方から質問が有りましたが、委員が申し上げたかったのは 造成計画平面図で、盛土・切土が有ります。この、187-2で現地調査時 にも委員からも言われたのですが、25.5㎡の場所は図面上でどの辺りに なるのか説明して下さい。

協定道路25.5㎡の場所です。7メートル×10メートルの部分です。 協定書の追加部分の図面をいただいていますし、この図面は委員にも提示しています。

土地利用計画図等の中でも位置が示されてないため、想像出来ないので委員 や事務局サイドで想像するような計画では審査が滞ります。

総会資料で言うと6頁の造成計画平面図で、●●さんには説明して下さい。 話は戻りますが、先程の協定書の話ですと許可が下りて建物が完成しないと 出来ないとのことでしたが、地番187-2の一部25.5㎡の位置を説明し て下さい。

池田測量

造成計画平面図でポイント55と記載があります境界から上側に10メートル左側に3メートルとなります。

事務局

協定書に付いている図面では、 $3m \times 7m$ の長方形の北側に三角形の $3m \times 3m \div 2$ で 25.5 がとなっていますが、造成計画平面図で詳しく説明して下さい。この図面では正確な位置がつかめません。

職務代理

平面図で言うと、玄関前の法面も含まれませんか。

議長

暫時休憩いたします。・・・・・

休憩前に戻り会議を続けます。

事務局

相当な面積が含まれませんか。

先程の説明では車の転回スペースだとの説明でした。

そうなると道路と同じ高さで平らになっていないと車の転回は無理だと思います。

この場所は盛土する部分にも掛かっていると思うのですが、道路と同じ傾斜 にするから盛土と切土で行うということですか。

池田測量

この協定書の図面は、開発時の正確な土地利用のことは考えていないもので、土地利用が決まる前の図面でアバウトなものとなります。

実際は、平らな部分での対応となり造成計画平面図では黄色に塗ってある部分が協定図面となります。

事務局

この許可申請は、県知事許可となるもので協定書及び協定図面資料として県に送付いたします。

造成計画平面図に協定道路を明記した図面でないと、協定書の内容が違うことになります。

完了検査時には明記していないものが実際存在していたら、「ナニコレ」という事になると、信用性に欠けることになり変更申請となる可能性が高いと思いますし、許可そのものが難しいと思います。

造成計画書に協定道路を明記したものを提出して下さい。

他に、●●さん転用申請時に提出いただいた30年5月10日付けの協定書が添付されています。

今回は、その時のものを参考資料として提出していただき、他に●●さんの 承継同意書も併せて付いていますが、日付が記載されていませんので日付け の入ったものと協定書ですが5月10日時点のものであり、現在の公図や登 記簿などを確認すると●●さんのところは既に●●さんに変わっていると 思います。

●●さんから継承する同意書については、再度三者で結び直すのでしょうが、新しいものを提出ください。

池田測量

協定書の名前の変更は許可後となりますので、もう少し後になります。

事務局

許可後に行うのであれば、変更した後のものを後日、提出して下さい。 継承同意書に日付を入れたものを出すことは可能ですか。

池田測量

許可後に所有権移転が済めば再度協定書を結び直しますので、●●さん名前で結ぶことになります。

また、今ある承継同意書は仮のものなので日付は入れていません。

事務局

許可後でなければ、●●さんの名前の入った協定書に日付を入ったものは提出できないということですか。

池田測量

そうなります。

それは協定書を結ぶ時に日付を記入して取り交わしますので、仮という形で 継承同意書を添付しています。

事務局

確認しますが、協定書の中身・内容については、●●さんは承知しているのでしょうか。

池田測量

承知しています。

事務局

そうなると現地調査の時や先程から委員が質問しています、協定道路の部分というのは、協定書第11条に記載されている様に協定部分の土地の扱いは敷地延長として、宅地の一部として扱う事で合意したとあります。

これは、 \oplus きんと \oplus きんの両家で187-2の25.5㎡を使用することで、申請者の \oplus きんは、この両者に回転スペースとして提供することになります。

永久的に道路として使用することで、先程も植草委員がこの土地については、●●さん所有の土地であったとしても道路以外に使えないので、ここの所は何かの形で境界を決め、きちっと示すことは必要ではないでしょうか。この境界の件についても、県の方から質問が出ると思います。

その辺は、●●さんは何か言っていますか。

池田測量

その話は●●さんにしていませんし、境界に何か設けるとかの話もしていません。

事務局

この協定道路については、道路として提供しなければならないということは、●●さんは承知しているという事で宜しいか再度確認します。

池田測量

●●さんは、承知しています。

事務局

そうであるならば疑問になる部分が一点、当初の計画では造成平面図の中で、黄色に塗られた切土する部分に駐車スペースを3台分設ける話であったと聞いています。それは、話の内容を理解していないことになります。自分の敷地内を他人が車で通行する事であって、この設計時点で理解していなかったことになります。その辺の事を●●さんに十分説明していないこと

そこが非常に疑問に思うところです。

になりませんか。

初めは●●さんの方で駐車場を3台使いたいということでしたが、都市計画 課の開発行為の段階で市の方から下は、(切土部分)駐車場として使用でき ないとの指導があったもので、それで止めたと言うか、そうなりました。

事務局

市の開発の方で指導があったから使えないという事ではなく、この協定書の中では私道の敷地延長となっていて宅地の一部として取り扱うとなっているので、●●さんと設計士さんは、本当に理解して計画設計されたのか疑問で心配しています。

そこのところは、委任を受けている立場として、どう考えますか。

池田測量

此方としては、役所から指導されたので道路に面した側に1台でお願いしま した。

事務局

役所からの指導うんぬんの前に、この協定書の内容を理解しているか聞いています。

池田測量

はい、そうです。

事務局

と言うことは、役所の指導うんぬんの前に、●●さんが3台の駐車スペースをここに設けると言った時に委任を受けている●●さんが理解していたのであればこの話は無かったし、理解していたのか疑問が多いので先程来より、委員が質問しているところなんです。

池田測量

その辺の説明は、不足していたかも知れません。

事務局

説明不足であったかもと言われましたが、駐車場3台分を切土部分に設ける 計画があった時点で、●●さんに伝える事が出来たと思います。

市役所の開発指導が有ったからというのは変ではないですか。

今回総会に臨む前に委員と打ち合わせを行い、委員からの質問も事務局は受けています。この協定書は委員の手元にもあります。これは●●さんの許可後に協定書を結んでいるとのことでしたので、後から協定書をいただいたもので、現地調査時に協定道路のところは接道部分からかなり斜めになっていて雨水が流れて、当時の●●さんのお宅に雨水が流れ込む等で途中に側溝を設ける等してほしいと質問したと思います。その時は、協定道路部分は何らかの形で舗装すると説明していましたが、現地調査の時は舗装せず砂利敷きのままだと回答がありましたが、この協定書の中ではコンクリート舗装と記載されています。これは、●●さん、●●さんが完了してからとコンクリート舗装するということでしょうか。

そうです。

事務局

そうしますと、そのコンクリートと同じものをこの協定道路の187-2の一部、 先程この図面に示してくれた所をコンクリート施行するというで、 違いありませんね。

池田測量

そうです。

事務局

コンクリートを施工する時は、測量するということなので境界がハッキリと 何かの形で分かるようになるということですね。

池田測量

境界標という形のものは入れませんけれども、何かの形か物としては行います。例えば、縁石のようなものでは対応しますし、お互いの境と分かるような形で行います。

事務局

先程来から委員は、そこの所を確認していたものでハッキリ施行すると答えていれば問題なかったと思います。

当初は何も設けないと説明し、次に相談しますとなり、今は、何かの形で行うと、話が二転、三転し委員は困惑しています。

この部分の施行については、協定道路として行うのであれば187-2、 25.5 m については、この道路の傾斜の高さでコンクリート施行するということですね。

池田測量

そうです。

今の協定書の範囲は現状図面と合っていないので、それは、変更して図面を 取り交わすことになります。

事務局

許可申請に提出されている造成計画平面図にも協定道路部分を記載した図面を頂かないと。

池田測量

既に出している造成計画平面図が正しいもので、協定書の図面を造成計画平面図に落としたもので書類を取り交わします。

事務局

先程から申しているのは、何度も言いますが協定道路 2 5 . 5 ㎡を位置を示した図面を提出して下さいと言っています。この造成計画平面図が正しいという事であれば、その図面に 2 5 . 5 ㎡を落とし込んだ図面を早急に提出して下さいと言っています。

そうでなければ、県の方に提出できません。

他に先程も申し上げました、協定書と同意書については農地転用許可が下り

てから行うとの事なので、後日提出して下さい。

池田測量

許可後に所有権移転するので、その時に協定書の名前の変更を行います。

事務局

協定書の名義が●●さんから●●さんに変わり、●●●さんのところを●● さんに変わったものを提出するという事で宜しいですね。

再度確認しておきます。

それと、公図ですが地番でいうと185-1が●●さんとなっています、この地番は、本年5月の総会で●●さんが専用住宅を建設した所で、土地所有者が●●さんに成っていると思われるが、公図の制作者が池田測量であって平成30年10月2日、千葉地方法務局船橋支局にて調査と記載されていますが、5月に使用した公図の日付だけを変えたものを提出したように思われるが、そうであれば出し直しして下さい。

他に今回の許可申請は建売分譲住宅の申請では無く、個人の専用住宅の申請です。であるならば、全ての希望や計画は●●さん主導の計画であって、業者主導では無いはずです。

建物の間取りや外構を見て、気に入ったら購入するのが建売分譲です。

この建物の間取りや法面含め専用住宅として設計した事とは思えないので 気になります。

当初、隣の●●さんの宅側に駐車スペース3台を計画していたが、市の開発 行為で許可にあっては、他人の土地を使用しての駐車場利用は認められない とのことで、道路に接道している側に1台分の駐車スペースを設けていたと の説明ですが、永住希望でこの場所を選び、車も3台予定していたところ1 台にしたとなると生活基盤も大幅に狂います。

敷地が十分にある中で、建物の位置を少し●●さん宅側に移動すれば接道部分に3台分の駐車スペースは確保できるし、間取りにしても玄関に入るのに回り込まなくても設計できたと思います。

施主さんが、この計画で進める理由等は何かあったのでしょうか。

道路側に玄関が無くて、ぐるりと回って庭側にあるのは施主さんの希望で有ればともかく、少々疑問に思う所があります。

改めて確認しますが、この計画は施主さんの希望ですね。

池田測量

施主さんの希望で意向となります。

事務局

当初、駐車場を庭側に3台分確保できればこの間取りも考えられますが、 反対側に駐車場を設け後は其のままというのも変な気がしますが、施主さん の意向であるのであれば良いのです。

雨水の貯留槽を一段低い部分に設けポンプアップして流すのか分かりますか。ポンプアップすれば電気代やメンテナンス等無駄な経費がかさむと思い

ます。

通常であれば敷地内を一定の高さに盛土し、そこに貯留槽を設ければポンプ アップの必要性は無いと思うのですが。

宅盤が平らな方が使い勝手は良いと思います。

建物の配置を多少変えれば、3台確保出来るものを1台とした理由が理解できない。

ー生涯の生活パターンです。車3台必要だったのではないかな。

池田測量 土地利用の事もありますが、造成する費用が無いという事なので。

事務局 施主さんの意向であるならば、やむを得ませんが業者主導となると後でトラブルも有るので確認しました。

建売分譲ではないので、業者主導であってはならないと思います。

議 長 ●●さん、あくまでも本人の意向ということで宜しいですか。 他に質問ある方は、お願いします。

宜しいですか。 塩田委員どうぞ。

塩田委員 ●●さんの方については、様々な質問等でおおよそ理解出来ましたが、隣と言うか前の●●さんから協定書について、何か要望等は無かったでしょうか。

池田測量 特には有りませんでした。

塩田委員 後は、覚書とか承諾書とかを交わしたなどは有りませんね。

池田測量 今のところありません。

事務局

塩田委員 今のところ無いというのは、どの様な事ですか。

池田測量 排水の件では、有るかもしれません。書類を取り交わすようなことは、やっている様です。具体的には分かりませんが。

塩田委員 それを確認できないと、●●さんの方でも困りませんか。

池田測量 書類を交わすのも許可が下りてから3者で行ことになります。

最後に確認と申し上げておきたいことがあります。

▼ 委任を受けているのは●●さんなので、●●さんの方には今一度、協定書の 内容を理解していただくように説明して下さい。

先程も申し上げまたしたように建売分譲にしか見えない部分が多すぎます。 当初から協定道路部分の所に車を置き、そこから玄関に入る設計でしたが、 この場所に車を置けないので駐車場の位置を変えて、玄関がそのままの位置 なのは、協定道路の意味を理解していないのかとしか思えない、他人の敷地 の中を車が通ることは考えられないです。

池田測量

そうですね。

事務局

他人の土地を利用して駐車場に入る計画であったため、開発行為の許可が下りなかったとの事で有ったはずです。

●●さんが自分の敷地内で、他人の車が転回すると言う事について理解して いるとは思えません。

この事については、今後問題が無いよう理解していただけるよう十分説明しておいて下さい。

池田測量

はい、分かりました。

事務局

早急に対応していただきたいのは、協定道路部分を造成計画平面図に落としたものと先程、公図の話が有りましたが、公図の差し替えたものを早急に対応して下さい。

後、許可後に所有権移転をしたら協定書を現所有者で結んだものを、提出して下さい。

池田測量

分かりました。

議長

事務局、有難うございました。

池田測量の●●さん有難うございました。

委員の方から質問や注意や要望が出ましたが、それらを受け止めな がら今後の作業に当ってください。

●●さんが退席する間、暫時休憩します。

休憩前に戻り、会議を続けます。

説明員も本音を隠しているようにも思われましたが、審議の中で答 えた内容を今後も見守りながら我々も行っていきたいと思います。

農地法第5条の規定による許可申請について採決に入ります。 農地法第5条の規定による許可申請について 賛成の方は挙手願います。 ・・・・全員の賛成を持ちまして、議案第1号の農地法第5条の 規定による許可申請については、許可することに決しましたので、 事務局は、意見書を附して千葉県知事宛に進達してください。

今日の付議案件は、これで全て終了いたしました。 この後、報告案件・その他事項に移りますが、事務局に進行を委ね これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。